

小規模事業者事業継続支援金【概要】

◇給付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下の要件を備える土幌町内の小規模事業者で
以下、(1)(2)(3)の全ての要件を備えている事業者

要件(1)主たる事業所が土幌町内にある小規模事業者※¹

要件(2)令和2年3月～9月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比20%以上減少
していること

要件(3)土幌町事業・雇用継続支援金及び土幌町観光拠点施設雇用継続支援金を受給していないこと

◇給付額：特定の月（3月～9月のいずれかの月）の売上高が前年同月と比較して50%以上減少または、
20%以上50%未満減少している小規模事業者（個人事業主を含む）

① **20万円** 対象者:売上高が50%以上 減少した

② **10万円** 対象者:売上高が20%以上50%未満 減少した

※1（歯科医、農業者、協同組合、宗教法人、社会福祉法人、任意団体等は除く）